

兵庫県公報

平成22年12月17日 金曜日 第 2245 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示	ページ
○ 保安林の指定の解除予定（豊かな森づくり課）	1
○ 保安林の指定の予定通知（同）	1
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	5
○ 河川区域の変更により生じた廃川敷地等（河川整備課）	6
公 告	
○ 県有地の一般競争入札による売払い（管財課）	6
選挙管理委員会告示	
○ 地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数等	8
○ 地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1等の数	8
内水面漁場調整委員会公告	
○ 漁業法に基づく指示	9
公安委員会告示	
○ 各警備業務に係る検定合格者審査	10

告 示

兵庫県告示第1227号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成22年12月17日

兵庫県知事 井戸敏三

- 解除予定保安林の所在場所
神戸市中央区葺合町字山郡1の296、1の310から1の312まで
- 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 解除の理由
指定理由の消滅

~~~~~

### 兵庫県告示第1228号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成22年12月17日

兵庫県知事 井戸敏三

- 保安林予定森林の所在場所

養父市大屋町中間字使谷353、353の1

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1229号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成22年12月17日

兵庫県知事 井戸敏三

1 保安林予定森林の所在場所

朝来市和田山町柳原字堂下27の1、28、29、30の1、30の2、31の1、31の2、32の2、32の4、662の1、662の2、663、664

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字堂下27の1・30の1・31の1・32の4・662の1（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1230号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成22年12月17日

兵庫県知事 井戸敏三

1 保安林予定森林の所在場所

朝来市和田山町竹田字古城山105から108まで、109の1、109の2、114の1、字城山ノ下886、888から894まで、895の1、895の2、896から900まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字古城山106から108まで・109の2・114の1（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、字城山ノ下886、888から894まで、896から900まで

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第1231号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成22年12月17日

兵庫県知事 井戸敏三

1 保安林予定森林の所在場所  
朝来市山東町与布土字新京159

2 指定の目的  
土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字新京159（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第1232号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成22年12月17日

兵庫県知事 井戸敏三

1 保安林予定森林の所在場所  
朝来市山東町与布土字樋ヶ淵86の1

2 指定の目的  
土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字樋ヶ淵86の1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で

定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第1233号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成22年12月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 保安林予定森林の所在場所

朝来市佐囊字平野北山140の7、141の2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字平野北山140の7（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第1234号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成22年12月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 保安林予定森林の所在場所

朝来市佐囊字小和田1950の1、1950の2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字小和田1950の1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森

づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第1235号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成22年12月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所  
朝来市佐囊字平野南山245の1、245の4
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字平野南山245の1・245の4（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第1236号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成22年12月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所  
朝来市田路字竹花251から254まで、254の1、255
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字竹花252（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第1237号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成22年12月17日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成22年12月17日から2週間、東播磨県民局加古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年12月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 道路の種類<br>路線名 | 道路の区域                                         |    |                  |               |           |
|--------------|-----------------------------------------------|----|------------------|---------------|-----------|
|              | 区 間                                           | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル)  | 延 長<br>(メートル) | 備考        |
| 県道<br>高砂北条線  | 加古川市東神吉町西井ノ口字芝中301番2から<br>同 市神吉町神吉字北谷1263番7まで | 旧  | 25.0から<br>47.0まで | 1,527.0       | 一部<br>予定地 |
|              | 加古川市神吉町神吉字下代1012番1から<br>同 市神吉町神吉字下代1015番1まで   |    | 6.0から<br>14.0まで  | 1,560.0       |           |
|              | 加古川市東神吉町西井ノ口字芝中301番2から<br>同 市神吉町神吉字北谷1263番7まで | 新  | 25.0から<br>46.0まで | 1,527.0       |           |
| 県道<br>平庄魚橋線  | 加古川市東神吉町神吉字片田988番1から<br>同 市神吉町神吉字下代1023番3まで   | 旧  | 4.0から<br>37.0まで  | 393.0         |           |
|              |                                               | 新  | 5.0から<br>8.0まで   | 255.0         |           |
|              |                                               |    | 4.0から<br>37.0まで  | 393.0         |           |



**兵庫県告示第1238号**

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図書は、兵庫県県土整備部土木局河川整備課及び西播磨県民局光都土木事務所に備え置いて2週間縦覧に供する。

平成22年12月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 河川の名称  
二級河川千種川水系金近川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日  
平成22年12月17日
- 3 廃川敷地等の位置  
佐用郡佐用町口金近字落岩294番5、294番6  
同 郡同 町奥金近字熊竹1番3、1番4
- 4 廃川敷地等の種類及び数量  
種類 土地（河川管理施設を含む。）  
数量 559.15平方メートル

**公 告**

**県有地の一般競争入札による売払い**

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成22年12月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

## 1 入札に付する県有地

売払物件

| 物件<br>番号 | 所 在 地              | 面積 (㎡)   | 地 目 |
|----------|--------------------|----------|-----|
| 45       | 神戸市中央区山本通四丁目172番ほか | 1,766.69 | 宅 地 |
| 46       | 尼崎市大庄中通五丁目237番9    | 543.55   | 宅 地 |

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる者以外の者であること。

- (1) 成年被後見人
- (2) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
- (3) 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (4) 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (5) 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (6) 破産者で復権を得ない者
- (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があった後、2年間を経過しない者  
その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。  
ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者  
イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者  
ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者  
エ アからウのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号に該当する者
- (9) 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者
- (10) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員若しくは構成員

## 3 契約条項を示す場所

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理室

## 4 入札参加申込用紙の配布場所及び配布期間並びに申込場所及び申込期間

- (1) 配布場所及び申込場所  
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理室
- (2) 配布期間及び申込期間  
平成22年12月17日（金）から平成23年2月1日（火）まで（兵庫県の休日を定める条例に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

## 5 内覧の実施（物件番号45のみ）

- (1) 場所  
物件所在地（現地）
- (2) 日時  
平成23年1月24日（月）午前10時から正午まで  
内覧の参加には事前申込が必要。内覧の申込みは平成23年1月20日（木）まで。

6 入札の場所及び日時

(1) 場所

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県庁内会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）

(2) 日時

平成23年2月3日（木）午後1時30分から

7 入札保証金

(1) 入札保証金の額は、入札金額の100分の5以上の額とする。

(2) 入札保証金は、金融機関が振り出し、又は支払保証した小切手により納付すること。

8 入札に関する条件

(1) 入札書を所定の日時までに提出していること。

(2) 所定の額の入札保証金が納付されていること。

(3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札又はこれらの者がさらに他の者を代理してした入札でないこと。

(4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

(5) 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

(6) 代理人が入札をする場合は、委任状を提出すること。

(7) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

9 入札の無効

入札参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

10 入札についての照会先

兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理室  
電話 (078) 341-7711 内線 2550・2551

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第130号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成22年12月17日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 村上寿浩

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 91,075

選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 825,624



兵庫県選挙管理委員会告示第131号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定による兵庫県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、そのを超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数。以下「選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数」という。）は、次のとおりである。

平成22年12月17日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 村上寿浩

(選挙区名) (選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数)

神戸市東灘区 55,501

神戸市灘区 34,865

|          |         |
|----------|---------|
| 神戸市中央区   | 32,584  |
| 神戸市兵庫区   | 30,471  |
| 神戸市北区    | 61,541  |
| 神戸市長田区   | 27,713  |
| 神戸市須磨区   | 46,007  |
| 神戸市垂水区   | 61,176  |
| 神戸市西区    | 65,882  |
| 姫路市      | 134,080 |
| 尼崎市      | 127,509 |
| 明石市      | 79,263  |
| 西宮市      | 126,539 |
| 洲本市      | 13,451  |
| 芦屋市      | 25,900  |
| 伊丹市      | 52,733  |
| 相生市      | 8,775   |
| 豊岡市      | 23,967  |
| 加古川市     | 71,796  |
| 龍野市      | 10,951  |
| 赤穂市及び赤穂郡 | 18,632  |
| 西脇市      | 9,802   |
| 宝塚市      | 61,717  |
| 三木市      | 22,507  |
| 高砂市      | 25,626  |
| 川西市及び川辺郡 | 52,237  |
| 小野市      | 13,211  |
| 三田市      | 29,907  |
| 加西市      | 12,949  |
| 篠山市      | 12,208  |
| 養父市      | 7,573   |
| 丹波市      | 18,824  |
| 南あわじ市    | 14,250  |
| 朝来市      | 9,238   |
| 淡路市      | 13,619  |
| 宍粟市      | 11,697  |
| 加東市      | 10,635  |
| 多可郡      | 8,459   |
| 加古郡      | 17,745  |
| 飾磨郡      | 7,312   |
| 神崎郡      | 12,485  |
| 揖保郡      | 19,908  |
| 佐用郡      | 5,567   |
| 美方郡      | 10,373  |

#### 内水面漁場管理委員会公告

##### 兵内漁委指示第59号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、平成22年12月3日に次のとおり指示した。

平成22年12月17日

兵庫県内水面漁場管理委員会  
会長 秋 武 宏

## 1 指示内容

## (1) 持ち出し放流の禁止

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、県内の公共用水面及びこれと接続一体をなす水面においては、採捕したコイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）を持ち出し他の水域に放流してはならない。

## (2) 持ち込みの制限等

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面においては、次のことを遵守すること。

ただし、採捕したコイを同じ場所に再放流する場合は除く。

## ア 放流の制限

コイを放流する場合は、放流用のコイが次の全てを満たしていることを確認すること。

(7) 過去にコイヘルペスウイルス病の発生が確認された水域の水に浸かったことがないこと。

(4) PCR検査により陰性が確認されたコイ群であること。

## イ 遺棄の禁止

生死を問わず、コイを遺棄してはならない。

## 2 指示の期間

平成23年1月1日から同年12月31日まで

## 公安委員会告示

## 兵庫県公安委員会告示第373号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号。以下「法」という。）附則第5条に規定する審査（以下「審査」という。）について、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定等規則」という。）附則第9条の規定により、次のとおり公示する。

平成22年12月17日

兵庫県公安委員会

委員長 下村俊子

## 1 審査に係る警備業務の種別及び級

- (1) 空港保安警備業務1級及び2級
- (2) 施設警備業務1級及び2級
- (3) 交通誘導警備業務1級及び2級
- (4) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級及び2級
- (5) 貴重品運搬警備業務1級及び2級

## 2 実施日時

- (1) 1級  
平成23年1月27日（木）午前9時から午後0時まで
- (2) 2級  
平成23年1月27日（木）午後2時から午後5時まで

## 3 実施場所

神戸市中央区下山手通5丁目6番21号  
兵庫県警察本部別館8階 801会議室

## 4 審査対象者

## (1) 1級

検定等規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。）第1条第1項の表に規定する空港保安警備（以下「空港保安警備」という。）、常駐警備（以下「常駐警備」という。）、交通誘導警備（以下「交通誘導警備」という。）、核燃料物質等運搬警備（以下「核燃料物質等運搬警備」という。）及び貴重品運搬警備（以下「貴重品運搬警備」という。）に係る同項に規定する検定（以下「旧検定」という。）であって、同条第2項に規定する1級に係るもの（以下「旧1級検定」という。）に合格した者

## (2) 2級

空港保安警備、常駐警備、交通誘導警備、核燃料物質等運搬警備及び貴重品運搬警備に係る旧検定であ

って、旧 1 級検定又は旧規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級に係るものに合格した者

## 5 審査内容

審査は、審査申請者が、その種別の警備業務に関する知識及び能力を有するかどうかを学科試験及び実技試験により判定することによって行うが、次に掲げる者については、学科試験及び実技試験の全部が免除され、書面審査のみを行うこととなるので留意すること。

- (1) 旧検定に合格した警備員であって、平成17年11月21日現在、現に当該旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して1年以上であるもの
- (2) 旧検定に合格した者であって、平成17年11月21日現在、現に当該旧検定に係る警備業務に係る指定講習（旧規則第12条第1項に規定する指定講習をいう。）の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して1年以上であるもの（前記(1)に掲げる者を除く。）

## 6 審査の申請手続

### (1) 受付期間

平成23年1月6日（木）から同月14日（金）までの間（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時00分から午後5時30分まで）

### (2) 審査定員

1 級及び 2 級の合計で 30 人とする。

### (3) 申請窓口

申請窓口は、次に掲げるいずれかの警察署の生活安全課（生活安全第一課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。）とする。

ア 兵庫県内に住所地を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署

イ 兵庫県内に所在する営業所に属する旧検定に合格した警備員にあつては、営業所を管轄する警察署

ウ 兵庫県外に住所地を有する者又は兵庫県外に所在する営業所に属する旧検定に合格した警備員であつて、兵庫県公安委員会が発行した旧検定に係る合格証の交付を受けたものにあつては、当該合格証を交付した警察署

### (4) 提出書類

ア 審査申請書 1 通

イ 写真（申請前 6 月以内に撮影した、無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 1 枚

ウ 旧規則第 8 条に規定する合格証の写し

エ 代理人が申請を行う場合は、委任状

オ その他

(ア) 前記(3)のアに規定する住所地を管轄する警察署に申請しようとする者については、住所地を疎明する書面（住民票の写し、運転免許証の写し等住所が明らかとなる書面をいう。）

(イ) 前記(3)のイに規定する営業所を管轄する警察署に申請しようとする者については、営業所所属証明書

(ウ) 審査申請者の住所地を管轄する警察署とその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署が同一である場合は、前記(ア)又は(イ)に掲げるいずれかの書面

### (5) 申請方法

ア 前記(4)の提出書類を前記(3)の申請窓口を持参して申請するものとし、郵送による申請は受け付けない。

イ 申込みは、原則として、審査を受けようとする本人が行うものとする。

ウ 申込人員が定員に達した時点で申込みを締め切る。

### (6) 手数料

1 級、2 級ともに、4,700 円相当額の兵庫県収入証紙を申請時に納付するものとする。

なお、手数料については、審査申請書の受付後は返還しない。

## 7 問い合わせ先

- (1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課
- (2) 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課  
電話 (078) 341-7441 内線3046